

国立大学法人大分大学評価委員会規程

平成16年4月1日制定
平成16年規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第14条第2項の規定により、国立大学法人大分大学評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検評価に関すること。
- (2) 認証評価機関による大学評価に関すること。
- (3) 国立大学法人評価委員会による法人評価に関すること。
- (4) 前号の法人評価のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う評価に関すること。
- (5) 職員の個人評価に関すること。
- (6) 外部評価に関すること。
- (7) 部局等における点検評価の基本的事項に関すること。
- (8) 点検評価に係る報告書の作成及び公表に関すること。
- (9) 評価情報の収集、分析及び管理に関すること。
- (10) 評価結果に基づく教育研究等の改善策及び改善結果に関すること。
- (11) 第2号から第4号までの評価に対する意見申立てに関すること。
- (12) その他評価及び内部質保証に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 学部長
- (5) 医学部附属病院長
- (6) 学術情報拠点長
- (7) 各学部の評議員
- (8) 事務局長
- (9) その他学長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

第5条 削除

(認証評価専門委員会)

第6条 委員会に、認証評価機関による大学評価に係る専門的事項を処理するため、認証評価専門委員会を置く。

2 認証評価専門委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 認証評価機関による大学評価の実施に関すること。
- (2) その他認証評価に関すること。

- 3 認証評価専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 学長が指名する理事 3人
 - (2) 学長が指名する学長補佐 1人
 - (3) 学部の教員のうちから選出された者 各1人
 - (4) 事務局長
 - (5) 総務部長
 - (6) その他認証評価専門委員会が必要と認める者
- 4 前項第3号及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、任期中において、認証評価機関による大学評価を申請した場合の当該委員の任期は、当該評価結果が確定する日の属する年度の末日までとする。
- 6 前項に規定する委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 認証評価専門委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員のうち、学長が指名する者をもって充てる。

(中期目標期間評価専門委員会)

第7条 委員会に、中期目標期間の業務実績評価に係る専門的事項を処理するため、中期目標期間評価専門委員会を置く。

- 2 中期目標期間評価専門委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 国立大学法人評価委員会が毎年度定める国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領に基づく実績報告書(案)の作成に関すること。
 - (2) その他中期目標期間の業務実績評価に関すること。
- 3 中期目標期間評価専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 学長が指名する理事 5人
 - (2) 各学部の教員のうちから選出された者 各1人
 - (3) 事務局長
 - (4) 総務部長
 - (5) その他中期目標期間評価専門委員会が必要と認める者
- 4 前項第2号及び第5号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 中期目標期間評価専門委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員のうちから学長が指名する。

(議長)

第8条 認証評価専門委員会及び中期目標期間評価専門委員会の委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 前項の委員長に事故があるときは、あらかじめ当該委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第9条 委員会、認証評価専門委員会及び中期目標期間評価専門委員会(以下「委員会等」という。)は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会等の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員会等の委員長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第11条 委員会等の事務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会等に関し必要な事項は、委員会等が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規程第113号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年規程第3号)

この規程は、平成18年1月23日から施行する。

附 則 (平成18年規程第37号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規程第66号)

1 この規程は、平成19年7月1日から施行する。

2 国立大学法人大分大学評価専門委員会設置要項(平成16年7月26日制定)は、廃止する。

附 則 (平成19年規程第80号)

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年規程第34号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規程第70号)

この規程は、平成20年6月13日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学評価委員会規程の規定は、同年6月1日から適用する。

附 則 (平成20年規程第82-3号)

1 この規程は、平成20年10月15日から施行する。

2 この規程施行後の国立大学法人大分大学自己評価専門委員会、国立大学法人大分大学認証評価専門委員会及び国立大学法人大分大学中期目標期間評価専門委員会の委員は、第5条第3項、第6条第3項及び第7条第3項の規定にかかわらず、この規程の施行の前日に在任する委員をもって充てるものとし、その任期は、第5条第4項、第6条第4項及び第7条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 国立大学法人大分大学自己評価専門委員会細則(平成16年細則第35号)、国立大学法人大分大学認証評価専門委員会細則(平成16年細則第37号)、国立大学法人大分大学中期目標期間評価専門委員会細則(平成19年細則第17号)及び国立大学法人大分大学自己評価専門部会要項(平成16年9月16日制定)は、廃止する。

附 則 (平成21年規程第93号)

この規程は、平成21年10月23日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学評価委員会規程は、同年10月1日から適用する。

附 則 (平成22年規程第8号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規程第64号)

この規程は、平成22年11月17日から施行する。

附 則（平成24年規程第52号）
この規程は、平成24年6月25日から施行する。

附 則（平成24年規程第114-2号）
この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第28号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第57号）
この規程は、平成25年6月10日から施行する。

附 則（平成27年規程第49号）
この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第53号）
この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第41号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第3号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第29号）
この規程は、令和2年3月23日から施行する。

附 則（令和2年規程第64号）
この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年規程第24号）
この規程は、令和3年6月16日から施行する。

附 則（令和4年規程第25号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。